



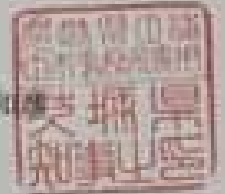
通士本 第 1230 号
令和 5 年 9 月 5 日

つくば市片田492

(株) あおぞら 殿

茨城県知事

大井川 和彦



一般建設業の許可について（通知）

令和 5 年 8 月 7 日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号 茨城県知事許可（般-05）第 36509号

許可の有効期間 令和 5 年 10 月 9 日 から 令和 10 年 10 月 8 日 まで

建設業の種類

解体工事業

(注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 令和 10 年 9 月 8 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)